

概要書

令和 5 年度				事後評価	
事業名（箇所名）	京橋税務署	担当課	宮繕部調整課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	眞鍋 秀聡		
実施箇所	東京都中央区新富町2-6-1				
該当基準	事業完了後2年間が経過した事業				
事業諸元	・敷地： 1,672 m ² ・構造： 鉄骨造 地上8階地下1階建て ・規模： 10,700 m ²				
事業期間	事業採択	平成 27 年度	完了	令和 2 年度	
総事業費（億円）	31				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> 京橋税務署は、耐震性能が不足しており、大規模地震時に倒壊や崩壊の恐れがあるが、耐震改修により耐震性能を確保することが困難である。また、昭和38年建築で経年による老朽化が著しいことに加え、業務の多様化や業務量の増大により庁舎の狭あい化が進行していることなどから、利用者に不便を強いる状況となっている。旧庁舎は東京都中央都税事務所と合築であり、敷地の有効活用、利用者の利便性確保の観点から、東京都は引き続き合築の意向であると共に、中央都税事務所を早急に建替え、耐震化を完了したい意向である。このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、京橋税務署を整備するものである。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標：環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・地域性、景観性、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性及び耐用・保全性について、特に充実した取組がなされており、官庁宮繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から特に問題はないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、今後の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性は見られない。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。				

施設名： 京橋税務署

事業場所： 東京都中央区新富町2-6-1

概要図
(位置図)

